

平成15年6月11日
周南社協規程第44号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
児童館管理運営規程

一部改正 平成17年3月30日・平成18年3月29日・平成30年3月19日
平成31年3月18日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が周南市児童厚生施設条例に基づき周南市から指定管理者の指定を受けて行う児童館（以下「館」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めのない事項については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他関係規則・通知等の定めるところによる。

一部改正（平成17年3月30日・平成18年3月29日）

(名称及び位置)

第2条 館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
周南市富田東児童館	周南市桶川町2番1号
周南市福川南児童館	周南市中畷町6番5号

一部改正（平成17年3月30日・平成30年3月19日・平成31年3月18日）

(職員)

第3条 館に次の職員を置く。

(1) 館長

(2) 児童厚生員

2 本会会長が必要があると認めるときは、嘱託職員等を置くことができる。

3 館長は、上司の命を受けて館の業務を掌理し、所属職員を指導監督する。

4 児童厚生員等所属職員は、館長の命を受け所掌の業務に従事する。

一部改正（平成17年3月30日）

(運営委員会)

第4条 館の適正な運営を図るため運営委員会を設置する。

2 運営委員会の委員は、児童福祉行政機関、児童委員、地区社会福祉協議会、母親クラブ等地域組織の代表者、学識経験者等のうち若干名を本会会長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員によって就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 前項までに定めるもののほか運営委員会について必要な事項は別に定める。

(保健衛生)

第5条 館長は、児童の健康を守るため次のことに留意しなければならない。

- (1) 児童に対する身体の清潔保持
- (2) 館内の清掃整備及び環境の美化保全
- (3) 前各号に定めるもののほか、館長が必要と認める措置

(非常災害対策)

第6条 館長は、消防法（昭和23年法律第168号）第8条に規定する防火管理者を定めなければならない。

- 2 防火管理者は、災害の発生するおそれのある箇所及び消火・避難・警報その他防災に関する設備を点検し、整備しておかなければならない。
- 3 防火管理者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、消火・避難・救出その他非常災害に備えるために必要な訓練を行わなければならない。

(備付帳簿)

第7条 館長は、次の各号に掲げる書類を備え、常に整備しておかなければならない。

(1) 管理に関する帳簿

- ア 事業日誌
- イ 職員に関する記録
- ウ 報告及び関係官署との連絡文書綴

(2) 児童に関する帳簿

- ア 登録児童名簿
- イ 指導台帳
- ウ 児童館利用者名簿

(3) 会計・経理に関する帳簿

- ア 収支予算書及び決算書
- イ 現金出納簿
- ウ 物品受払に関する帳簿
- エ 収入支出内訳簿

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか館の管理運営について必要な事項は、本会会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月21日から適用する。

附 則（平成17年3月30日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。